

八〇 松田休意日記（抄）

（二七八四）

天明四年

一、正月朔日小鹿谷年頭目出度相済申候、

一、町内難義之者共有之ニ付、乞食粥相願左之面々より、

新町 新町 新町

松田平兵衛 油屋治平 彦七 七郎兵衛

立木半兵衛 播磨屋十兵衛 松浦屋和平

播磨屋治平 紙屋多郎兵衛 紺屋安左衛門

油屋久兵衛 米子屋伊右衛門 右拾式軒也、

さりながら たべがたき

一、悪年ニ付わら餅共致し申候。乍去殊之外難給もの

（法）

故、あまり世上ニも不致候。製方左ニ印ス、

（浸し）

一、わら一夜程かし、其より壱歩ほどづゝニ切取、尤

さて なべ

尾頭之所ハ切捨る也、扨それを鍋などニていり、赤

うす

色ニ成る程ニして臼ニテ粉ニして、わら壱把分ニ小

みくちく

米などニ合位入、能々せいろうニテむし餅ニ致ス

（ママ）

おびたしく

也、其外イノ餅わらび餅或ハひやつくりなど夥敷

(姓)

取申候、小百性之分ハ給申候、然ども御仁政ニ付、
餓死致候者も無之、難有御事ニ御座候、

一、正月下旬米直段三メ三百文位、二月上旬より四メ
文より百文致候。然共売米ハ無之候、

一、二月十日より十一日橋津天野屋十兵衛亡父五十回
忌ニ付、乞食夥敷罷越ニ付、三合食位之にぎり食
人ニ忝ツツ、遣申候、凡千人余集り申候、にぎり食
千五百用意致候処、漸ク三十七残り申候程之事ニ御
座候、扨々古今稀成ル義ニ御座候、拙者共も内縁ニ
付罷越見及候、扨々目を覚申候次第ニ御座候、老人
など噂ニ承候処、五十三年已前不作ニ付、万民多ク
困窮致シ、茶かす共給候事共御座候よし、(略)

一、八橋郡瀬戸村佐五右衛門方にも年回(法事)ニ
付、夥敷乞食罷越候由、

一、十一日舎人谷より百性共大勢橋津大庄屋戸崎多兵
衛方へ売米願として罷出候、

(郷)

一、十二日夕、久見村又左衛門方へ東湖谷百性共大勢
参込ミ忝飯を乞イ、忝石余も食差出申候よし、扨々
騒ク事共ニ御座候、

一、先日來より百性共騒動到ニ付、御役人罷越、東湖
谷舎人谷之者共四・五人被召捕、

一、麻畑谷不作ニ付、作扶持麦少々借申候、秋ニ成り
致返納候、五六十年も無之大不作ニ御座候、

一、拙家屋敷内ニがるり忝本有之ニ付、二月十七日現
銀屋仲右衛門ほり出し餅ニ致シ申候、至極味宜キも
のニ御座候、(略)

天明五巳正月改

一、正月元日小鹿谷年頭無障相勤、病後ニ付駕ニて罷出候、橋津年頭十三日ニ罷越候、

一、□屋万助、□屋喜左衛門、田町忠八、六右衛門、源二郎、上町和七、長右衛門以上七人、御年貢不足ニ付、入牢被仰付候、尤追々調達差上候ニ付、無別条御免被仰付候、

一、□屋兵助御年貢捨置ニテ鳥取長逗留、不罷歸段御しかり

呵ニ付、万助入牢御免被成、兵助七日遠慮被仰付候、

一、龍徳寺より米七八十俵雲州辺相廻候ニ付橋津迄差出候趣、内々町内承候故、三月下旬町中より津留相願候処、早速御聞届ケ此已後米差出候者も有之候ハ

なつしよたしか

、名前并ニ船頭、尤橋津納処慥ニ承り相達候様被仰付候由、然ル所四月八日龍徳寺より新町はづれ迄米差出し橋津江下ケ申候ニ付、当町之者共見届ケ直ク町役人江申達候ニ付、小鹿谷へ相伺候候、御両所(堀・日比) 相談之上ニテ被申渡候趣、兼て津留メ申付候得共、今日一日御免、明日より急度不相成候由、被申付候由、町役人も手持不沙汰ニ相聞候。小

(江脱力)

鹿谷へ罷出候役人、長屋藤兵衛、

一、翌九日大年寄立木半兵衛退役願ニ罷出候よし、目代油屋久兵衛、長江屋藤兵衛兩人よりは種□相立候

様相願候由承候、然共御聞届ケ無之、被呵候様及承候、龍徳寺米売買之趣、古今珍敷一件、悟白和尚代也、

うま

一、四月廿日より廿二日迄例之通午市致興行、

かど

一、七月十四日夕、吉田周庵門にて子共おどり申候处、目代藤兵衛差留メ候由、翌十五日夕、大年寄半兵衛門にておどり候处、何之別条無之、漸ク式百軒斗之町ニテも門により御法度共品々有之哉。あまり不思儀之事ゆへ留メ置候、(略)

(二七八六)

天明六年

一、三月九日明七ツ頃、龍徳寺湯殿より出火、寺中不残致焼失候、諸仏并ニ過去帳・畳など出申候。村内別条無之候、十二日まで御吟味相済、和尚遠慮被仰付、焼場勝手次第第二取調候様被申渡、右為見改増川忠左衛門、御預兩人、町役人松田弥平、目代庄屋兼(帯)

代油屋久兵衛、目代長江屋藤兵衛、糺屋安兵衛右面々罷出候处、龍徳寺より為会釈、同村庄屋彦兵衛宅ニテ左之通、

一、吸物、小付、差味、平皿、酒肴品々、尤増川ニハ京菓子売組、御預兩人ニハ鳥取菓子一組出候由、町役人酒好き故菓子出不申候よし、風聞く、(略)

一、三月廿四日昼七ツ時、山辺村庵一字致焼失候、

一、八月廿八日晚方より大雨、廿九日ニ洪水、上井渡し留り、其上倉吉往来三明寺西土手流レ綿□など流

レ大松七八本たをれ、売米共殊之外不自由、橋津ハ

(扶)

徳人より売人三三合夫持として売申候、代物売升二

(郷)

付五十六七文、西湖辺ハ俵二付三メ二三百文、鳥取
石二付八拾匁余、

れんびん

一、百性共難義之由二付、為御憐愍俵二付三拾匁四分
六厘として銀納被成下候、札百七文八文之通用、平
米ハ三メ五百文余、当所切手直段三拾匁八分或は三
拾匁匁式分、(略)

(二七八九)

天明九年

一、二月廿一日夕九ツ時、佐美茶屋式軒致焼失候、

(中略)

(二七九二)

寛政四年

一、三月十九日在方宗門改有之候、

一、四月九日夕、泊村出火、百軒斗焼失、火元酒屋文
七なり、

公方様若君様なり

一、竹千代様御誕生被為遊候二付、已来竹と申字相成
不申候、尤苗字ハ替二不及よし、

(二七九三)

寛政五年

一、当春御着座様方内々もめ合御座候様、風間仕候、
此間ハ乾平右衛門様、池田日向様御兩人御職儀御免

被成候、右等之義ハ御城内之事、下々より難斗、何れも風聞く、

一、五月廿八日夕、若木屋喜平裏より出火、則親安右衛門夫婦、次男源七召連、本家喜平江相□引退キ居申ニ付、火元喜平名前ニ申上候、
類焼左之通、

一、貴法院、松田平兵衛蔵の屋根斗焼ケ、利助、彦七、半次（三原屋借宅なり）、勘左衛門、甚右衛門、三原屋半兵衛、筑浦屋多兵衛、紺屋宇助、古金屋吉左衛門、嶋屋善蔵、よどや林蔵、又右衛門、かうじや文助、甚右衛門娘おかね、弥四郎、長江屋藤兵衛、源右衛門、はりまや源兵衛、宇兵衛、和七、仁右衛門半焼なり、かどや市右衛門、七兵衛、善次、次郎右衛門、勘兵衛、小平、小嶋屋次郎兵衛、松浦屋利平（当時御銀札小座相勤申候）、はりまや仁助、平左衛門、権兵衛、次兵衛、はりまや十兵衛、嶋屋金左衛門、筑浦屋藤左衛門、つちや喜左衛門、様子屋清七、田町恵美屋平助、弥助、与左衛門、助蔵、

しめて

宇左衛門、幾右衛門、平八半焼ケ、君太夫メ丸焼半焼共三十七軒、□□小路より上町残り申候、

一、当年殊之外天気宜ク九月より晴天、九月中三三度雨天なり、引続き天気、十一月中旬迄少しも雪ふり不申、十七八日頃ハぞうり道なり、

（七九八）

寛政十年

一、松浦ヤ和兵衛高借ニ付、二月上旬退身仕、右之趣

(倅)

早々御達申上候所、同月五日土蔵諸色封印、忤へ閉門被仰付候処、三月十二日御免被成候、式札三メ目此度上納、余札四貫目追々上納仕候様、被仰付候由、請人はりまや重兵衛、

一、三月廿日九ツ時、鳥取茶町より出火、鹿野海道筋不残、家数千六軒内御家中廿六軒有之由、廿一日四ツ時相静候よし、

(注)

おんびん

一、殿様去ル十五日被成御逝去、諸事穩便候条、火之元可被念入候事、普請等此節可為無用、日数之儀は追而可申触候、右之趣五月廿三日晚刻被仰渡、町内三日戸を打申候、鍛冶職人共々三日御差留メ、私共被仰渡無之候得共、門口打相慎申候、三七日精進、

さかやき

月代之儀は御葬式相済迄不相成旨、被仰渡候、

(注) 六代藩主池田治道。「寛政十年五月六日、江戸本邸にて逝去。年三十一。十五日喪を發す。(後略)」とある

(「世家一」『鳥取藩史』第一卷所収)。

八一 江北村医師田中玄秀等神農講興行につき誓約書

誓約之事

此度医業之銘々共、神農講致興行、衆儀及一決、別紙

きつと

ニ箇条認置、其旨屹度可相守候、若シ相背輩は彼病家
先何方ニても、連印之名々より及理断候て、療養直ニ
相障り、可蒙大己貴命・少彦名命并氏神之御罰者也、
仍て盟書如件、

(一八〇二)

享和二年

戌ノ二月日

江北村	田中玄秀
同村	江田元仙 真 花押
国坂村	遠藤寿庵盛郷 花押
同村	橋田謙亭如幾 花押
大塚村	磯江平内政幸 花押
出畑村	岩間栄沢子潤 花押
伊木村	涌嶋玄東貞 花押
上井村	岸田元春明 花押
田後村	入江昌伯直美 花押
同村	朝倉見林恭光 花押
浅津村	山根春庵政 花押
門田村	永見玄旦 安 花押
野花尾村	馬渕昌庵秀由 花押
松崎	松田休意一仍 花押
同所	吉田周民 惟 花押

橋津
同所
長瀬村
同村
園村
片柴村
湯村
本泉

瀧川官庵
戸崎見瑞直貞
橋田道益定
吉田大道一心
井沢玄秀
龜井好庵
山根榮庵
沖田宜仙
太田賢成
福井扇斗
安

花押
花押
花押
花押
花押
花押
花押
花押
花押
花押
花押